

遺伝子組換え食品の表示について

令和4年10月12日

大阪府健康医療部
生活衛生室食の安全推進課

育てやすさや美味しさを求めて・・・

私たちが毎日食べているお米や野菜、果物の多くは、長い年月をかけて「**育てやすさ**」や「**美味しさ**」等のために、**品種改良**が進められてきました。



暑い場所でも
良く育つ



粒が大きくて
甘い

この品種改良技術の一つとして、**遺伝子組換え技術**が開発され、農作物等の改良の範囲の拡大や、改良期間の短縮等ができるようになりました。

従来の品種改良と遺伝子組換えによる育種の違い

従来の品種改良による育種



両親それぞれが持っている遺伝子を持つ子どもを作り、
その中から優良なもの（新しい組み合わせ）を選抜する。
= 従来の品種改良でも、遺伝子の組換えは起きている。

従来の品種改良と遺伝子組換えによる育種の違い

遺伝子組換えによる育種



ある生物から、目的のタンパク質を作るための情報を持つ遺伝子を取り出し、改良しようとする生物の細胞の中に人為的に組み込むことで新しい性質を加える。
遺伝子の新しい組み合わせを作る点は従来の品種改良も同じ。



従来の品種改良では不可能と考えられた特長を持つ農作物を作れるようになりました！

例) 害虫抵抗性のとうもろこし

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え食品とは、

遺伝子組換え技術（他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術）

を利用して作られた食品

遺伝子組換え食品は、

食品表示基準に基づき、表示ルールが定められています！

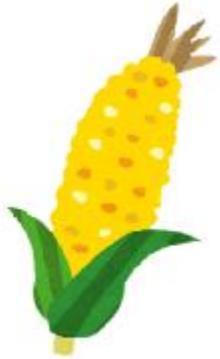
遺伝子組換え表示制度

遺伝子組換え農産物とその加工食品については、基準に基づく表示が必要です。
遺伝子組換え表示制度には、**義務表示**と**任意表示**があります。

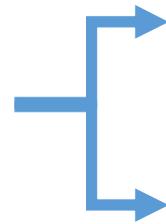
対象農産物	加工食品※
大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)	1豆腐・油揚げ類、2凍り豆腐、おから及びゆば、3納豆、4豆乳類、5みそ、6大豆煮豆、7大豆缶詰及び大豆瓶詰、8きなこ、9大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11調理用大豆を主な原材料とするもの、12大豆粉を主な原材料とするもの、13大豆たんぱくを原材料とするもの、14枝豆を主な原材料とするもの、15大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1コーンスナック菓子、2コーンスターチ、3ポップコーン、4冷凍とうもろこし、5とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6コーンフラワーを主な原材料とするもの、7コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。)、8調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1ポテトスナック菓子、2乾燥ばれいしょ、3冷凍ばれいしょ、4ばれいしょでん粉、5調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

※表示義務の対象となるのは、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの) **6**

遺伝子組換え表示制度



遺伝子組換え表示制度



義務表示：変更なし

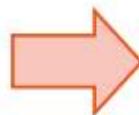
任意表示：変更あり

消費者の誤認防止や選択の機会拡大のため、
2023年4月1日より新しい制度になります！

遺伝子組換え表示～義務表示～

表示方法

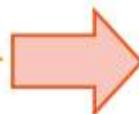
分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合^{※5}

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

※5 大豆及びとうもろこしに限る

キーワード:「分別生産流通管理」

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

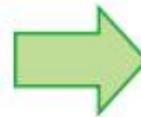
遺伝子組換え表示～現行・任意表示～

任意表示制度

遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

遺伝子組換え食品表示～任意表示の変更点～

「**遺伝子組換えでない**」

と表示できる場合の

条件が変わります！！



遺伝子組換え食品表示～任意表示の変更点①～

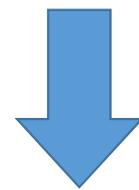
~~分別生産流通管理をした意図
せざる混入を5%以下に抑えて
いる大豆及びとうもろこし並びに
それらを原材料とする加工食品~~

R5.3.31まで



「遺伝子組換えでない」と表示

分別生産流通管理をして**遺伝子
組換えの混入がないと認められ
る**大豆及びとうもろこし並びに
それらを原材料とする加工食品



R5.4.1から

遺伝子組換え食品表示～任意表示の変更点①～

—分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がない場合の表示例—

【原材料名のみを表示】

原材料名	大豆
------	----

【非遺伝子組換え農産物である旨を表示】

原材料名	大豆(遺伝子組換えでない)
------	---------------

原材料名	大豆(非遺伝子組換え)
------	-------------

原材料名	大豆
------	----

原材料に使用している大豆は、非遺伝子組換えのものです。 12

「非遺伝子組換え農産物である旨」を表示する際の条件

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認が**必須**です！！

- 第三者分析機関等による分析(確認方法の一つとして有効)
- 以下を証明する書類等
 - ① 生産地で遺伝子組換えの混入がないことを確認した農産物を専用コンテナ等に詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していること。
 - ② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品と混ざらないことを確認していること。
 - ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、その旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合。

※現在、日本において食用として使用することを目的とした遺伝子組換え作物の商業栽培はない

遺伝子組換え食品表示～任意表示の変更点②～

分別生産流通管理をした**意図せざる混入を5%以下に抑えている**大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品(混入がない確認がないもの)

R5.4.1以降

「遺伝子組換えでない」と表示

遺伝子組換え食品表示～任意表示の変更点②～

—分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合の表示例—

【原材料名のみを表示】

原材料名	大豆
------	----

【適切に分別生産流通管理された旨を表示】

原材料名	大豆(分別生産流通管理済み)
------	----------------

原材料名	大豆(遺伝子組換え混入防止管理済み)
------	--------------------

原材料名	大豆
------	----

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐために分別生産流通管理を行っています。

「適切に分別生産流通管理された旨」を表示する際の注意点

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示します。

- 「分別生産流通管理」「IPハンドリング」「**IP管理**」等の表現が可能です。
- 「遺伝子組換え大豆は**ほぼ**含まれていません。」
- 「遺伝子組換えトウモロコシの混入を**できる限り**抑えています。」
- 「遺伝子組換えでないものを分別」



不適切！

- ・ 遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の割合について、表示の読み手の主観によって左右される表現
- ・ 遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示

大豆及びとうもろこし**以外**の対象農産物を 原材料とする加工食品について

大豆及びとうもろこし**以外**の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。

よって、大豆及びとうもろこし**以外**の対象農産物を原材料とする加工食品については、「分別生産流通管理済み」の表示はできません。

(参照)

- ・ 食品表示基準について p.17
- ・ 食品表示基準Q&A GM-48

〈食品表示基準について〉



〈食品表示基準Q&A

遺伝子組換え食品に関する事項〉



表示不要な加工食品の例

表示が不要な加工食品	(参考)対象農産物
しょうゆ 大豆油	大豆
コーンフレーク 水飴 水飴使用食品(ジャム類など) 液糖 液糖使用食品(シロップなど) デキストリン デキストリン使用食品(スープ類) コーン油	とうもろこし
菜種油	なたね からしな
綿実油	綿実
砂糖(てん菜を主な原材料とするもの)	てん菜

